

令和 4 年度山陽小野田市介護給付適正化に係る留意事項

(1) 「ケアプラン自己点検シート」の活用について

令和 3 年度介護給付適正化委員会において、「自立支援」に資するケアプランを客観的に評価できる指標として、「自己点検シート」の作成を検討した。このシートを適正化会議において活用することにより、「自立支援」に資する適切なケアマネジメントとなっているのか客観的に評価でき、介護支援専門員とケアプランを振り返る際に、「自立支援」に対する共通認識のもと効果的な支援を行うことができると考えた。

活用状況として、適正化会議に事例を提出した 15 名、それ以外にもアンケート結果から 2 名の介護支援専門員から自己点検シートを使っていることが分かった。使ったことがある人は、自身のケアプランの振り返りをすることができたと言う返答を得た。

しかしながら、周知や活用がまだ十分とは言えないことから、今後は研修等も行っていくことで、周知や活用をしていく。

(2) 福祉用具(同一品目複数貸与)を算定する居宅介護サービス計画について

福祉用具貸与における同一品目複数貸与については、適切なアセスメントに基づいて、利用者の自立支援、重度化防止の観点から必要性を明確にする必要がある。また利用者においても自己負担の増加に繋がることから、やむを得ない場合のみ例外的に貸与可とする。

その場合、計画書に当該福祉用具の貸与の必要性及び同一品目複数貸与が必要なやむを得ない理由が明確に記載されていること。

サービス担当者会議の検討内容として、同一品目複数貸与の必要性について精査したことが記載されていること。

提出書類：アセスメント、ケアプラン、サービス担当者会議の記録、
カタログのコピー

(3) 軽度者の福祉用具貸与について

現在、「軽度者の福祉用具貸与」および「要介護 2 以上の特殊寝台の貸与(寝返りや起き上がりができる方)」については、アセスメントとケアプランの提出を求めているが必要書類の中に『サービス担当者会議の記録』を追加する。

根拠：軽度者の福祉用具の例外給付については、サービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合に認められるとされているため。